

令和3年

市議会2月定例会議案

掛川市

目 次

議案第 1 号	令和3年度掛川市一般会計予算について	1
議案第 2 号	令和3年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	1 1
議案第 3 号	令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	1 5
議案第 4 号	令和3年度掛川市介護保険特別会計予算について	1 9
議案第 5 号	令和3年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	2 3
議案第 6 号	令和3年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	2 7
議案第 7 号	令和3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	3 1
議案第 8 号	令和3年度上西郷財産区特別会計予算について	3 5
議案第 9 号	令和3年度桜木財産区特別会計予算について	3 9
議案第 10 号	令和3年度東山財産区特別会計予算について	4 3
議案第 11 号	令和3年度佐束財産区特別会計予算について	4 7
議案第 12 号	令和3年度掛川市水道事業会計予算について	5 1
議案第 13 号	令和3年度掛川市簡易水道事業会計予算について	5 3
議案第 14 号	令和3年度掛川市公共下水道事業会計予算について	5 5
議案第 15 号	令和3年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	5 7
議案第 16 号	令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	5 9
議案第 17 号	掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例の制定について	6 1
議案第 18 号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	6 3
議案第 19 号	掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	6 5
議案第 20 号	掛川市ふるさと応援基金条例の一部改正について	6 7
議案第 21 号	掛川市手数料条例の一部改正について	7 1
議案第 22 号	掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について	8 5
議案第 23 号	掛川市介護保険条例の一部改正について	8 9
議案第 24 号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	9 3

議案第 25 号	掛川市地震・津波対策整備基金条例の一部改正について	97
議案第 26 号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	99
議案第 27 号	掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について	101
議案第 28 号	令和2年度掛川市一般会計補正予算（第11号）について	103
議案第 29 号	令和2年度掛川市一般会計補正予算（第12号）について	119
議案第 30 号	令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	131
議案第 31 号	令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について	135
議案第 32 号	令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	139
議案第 33 号	令和2年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	143
議案第 34 号	令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について	147
議案第 35 号	令和2年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について	153
議案第 36 号	令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第4号）について	157
議案第 37 号	令和2年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	159
議案第 38 号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について	161
議案第 39 号	令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について	163
議案第 40 号	東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について	165
議案第 41 号	第2次掛川市総合計画基本構想の改定について	167
議案第 42 号	辺地総合整備計画の策定について	177
議案第 43 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市自転車等駐車場）	183
議案第 44 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市駅周辺駐車場）	185
議案第 45 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川大手門駐車場）	187
議案第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）	189
議案第 47 号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号））	191
議案第 48 号	専決処分の承認を求めることについて（感染症予防対策抗原検査キット購入契約の締結）	207

議案第1号

令和3年度掛川市一般会計予算

令和3年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,480,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 19,916,419
	1 市民税	7,971,740
	2 固定資産税	9,245,462
	3 軽自動車税	427,513
	4 市たばこ税	680,134
	5 入湯税	8,256
	6 都市計画税	1,583,314
2 地方譲与税		518,000
	1 地方揮発油譲与税	117,000
	2 自動車重量譲与税	375,000
	3 森林環境譲与税	26,000
3 利子割交付金		15,000
	1 利子割交付金	15,000
4 配当割交付金		74,000
	1 配当割交付金	74,000
5 株式等譲渡所得割交付金		94,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	94,000
6 法人事業税交付金		153,000
	1 法人事業税交付金	153,000
7 地方消費税交付金		2,701,000
	1 地方消費税交付金	2,701,000
8 ゴルフ場利用税交付金		68,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	68,000
9 環境性能割交付金		73,000
	1 環境性能割交付金	73,000
10 地方特例交付金		517,413

款	項	金 額
		千円
	1 地方特例交付金	175,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	342,413
11 地方交付税		3,278,000
	1 地方交付税	3,278,000
12 交通安全対策特別交付金		25,000
	1 交通安全対策特別交付金	25,000
13 分担金及び負担金		190,153
	1 分担金	13,350
	2 負担金	176,803
14 使用料及び手数料		586,942
	1 使用料	378,915
	2 手数料	208,027
15 国庫支出金		6,376,926
	1 国庫負担金	3,213,079
	2 国庫補助金	3,089,191
	3 委託金	74,656
16 県支出金		3,460,901
	1 県負担金	2,072,178
	2 県補助金	1,119,560
	3 委託金	269,163
17 財産収入		64,409
	1 財産運用収入	30,757
	2 財産売払収入	33,652
18 寄附金		938,755
	1 寄附金	938,755

款	項	金額
19 繰入金		千円 2,208,620
	1 基金繰入金	2,208,620
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		2,761,262
	1 延滞金加算金及び過料	24,596
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,503,029
	4 受託事業収入	2,266
	5 雑入	1,231,071
22 市債		4,409,200
	1 市債	4,409,200
歳 入 合 計		48,480,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 260,599
	1 議会費	260,599
2 総務費		5,845,365
	1 総務管理費	4,809,603
	2 賦課徴収費	500,700
	3 戸籍住民基本台帳費	312,521
	4 選挙費	176,734
	5 統計調査費	11,686
	6 監査委員費	34,121
3 民生費		15,695,240
	1 社会福祉費	6,704,293
	2 児童福祉費	8,329,413
	3 生活保護費	645,898
	4 災害援助費	15,636
4 衛生費		4,903,504
	1 保健費	2,468,922
	2 衛生費	258,219
	3 清掃費	2,176,363
5 労働費		1,514,777
	1 労働諸費	1,514,777
6 農林水産業費		1,339,599
	1 農業費	327,286
	2 農地費	831,648
	3 林業費	180,634
	4 水産業費	31
7 商工費		1,295,752

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1, 295, 752
8 土木費		4, 922, 946
	1 土木管理費	304, 654
	2 道路橋梁費	1, 794, 813
	3 河川費	766, 188
	4 都市計画費	1, 742, 521
	5 住宅費	314, 770
9 消防費		1, 704, 058
	1 消防費	1, 704, 058
10 教育費		5, 761, 506
	1 教育総務費	285, 469
	2 小学校費	880, 367
	3 中学校費	417, 938
	4 幼稚園費	1, 544, 769
	5 社会教育費	1, 011, 305
	6 保健体育費	1, 621, 658
11 災害復旧費		181, 596
	1 農林水産施設災害復旧費	75, 279
	2 土木施設災害復旧費	106, 317
12 公債費		5, 017, 725
	1 公債費	5, 017, 725
13 予備費		37, 333
	1 予備費	37, 333
歳 出 合 計		48, 480, 000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
湧水亭施設管理業務委託 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	60,760
認定こども園整備事業費補助金 (きとうこども園)	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	1,331,821
農業近代化資金利子補給金 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 9 年度	3,068
遠州南部とうもんの里総合案内所施設管理業務委託 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	42,500
小口資金利子補給金 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	245
短期経営改善資金利子補給金 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	760
市道掛川高瀬線道路改良工事	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	720,000
市営住宅管理業務委託 (掛川市住環境整備モデル住宅、掛川市再開発住宅)	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	95,000
校務支援システム保守委託	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	25,600
校務支援システムセンターサーバーリース料	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	84,530
データセンター回線使用料	自 令和 3 年度 至 令和 7 年度	131,205
松ヶ岡整備工事監理委託	自 令和 3 年度 至 令和 4 年度	15,000
松ヶ岡整備工事 (令和3年度分)	自 平成 3 年度 至 令和 4 年度	100,000
さかがわ学校給食センター・こうようの丘調理業務委託 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 6 年度	625,637

第3表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (221,800)	市庁舎改修事業	221,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
民生債 (280,800)	ききょう荘施設改修事業	36,500			
	認定こども園整備事業	244,300			
衛生債 (278,200)	徳育保健センター改修事業	78,200			
	板沢最終処分場整備事業	200,000			
農林水産債 (138,800)	農業農村整備事業	76,500			
	自然災害防止事業 (農業用溜池整備事業)	11,100			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業)	7,000			
	辺地対策事業 (森林空間活用事業)	44,200			
土木債 (1,536,900)	辺地対策事業 (市道改良事業)	53,500			
	公共道路事業	90,200			
	合併推進道路整備事業	247,000			
	事業関連道路改良事業	152,000			
	市単河川整備事業	147,200			
	海岸防災林強化事業	500,800			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	道路橋梁維持事業	85,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	舗装改良事業	7,800			
	歩道改良事業	93,400			
	橋梁耐震補強事業	87,300			
	下垂木地区まちづくり事業	54,100			
	掛川城周辺地区まちづくり事業	18,600			
消防債 (202,300)	西分署庁舎改修事業	33,700			
	はしご付消防車整備事業	136,800			
	消防ポンプ車整備事業	17,000			
	地域防災無線整備事業	14,800			
教育債 (170,100)	学校施設環境改善事業	3,300			
	上内田小学校急傾斜地崩壊対策事業	3,800			
	文化ホール改修事業	32,800			
	和田岡古墳群史跡整備事業	29,000			
	大東給食センター改修事業	101,200			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧債 (41,600)	農業施設災害復旧事業	13,200	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	林業施設災害復旧事業	4,700			
	土木施設災害復旧事業	23,700			
県貸付金 (6,700)	災害援護資金県貸付金	6,700			
臨時財政対策債 (1,532,000)	臨時財政対策債	1,532,000			
合 計		4,409,200			

令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,791,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,252,590
	1 国民健康保険税	2,252,590
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 国庫支出金		3
	1 国庫補助金	3
4 県支出金		8,359,725
	1 県補助金	8,359,725
5 財産収入		788
	1 財産運用収入	788
6 繰入金		1,125,874
	1 一般会計繰入金	821,874
	2 基金繰入金	304,000
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
8 諸収入		32,789
	1 延滞金加算金及び過料	25,093
	2 預金利子	1
	3 雑入	7,695
歳 入 合 計		11,791,799

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 163,927
	1 総務管理費	116,910
	2 徴税費	43,166
	3 運営協議会費	262
	4 趣旨普及費	3,589
2 保険給付費		8,249,220
	1 療養諸費	7,205,271
	2 高額療養費	997,020
	3 助産諸費	37,819
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	110
3 国民健康保険事業費納付金		3,223,199
	1 医療給付費分	2,235,553
	2 後期高齢者支援金等分	751,206
	3 介護納付金分	236,440
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		133,464
	1 保健事業費	133,464
6 基金積立金		787
	1 基金積立金	787
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		15,164
	1 償還金及び還付加算金	15,164
9 予備費		5,836

款	項	金額
	1 予備費	千円 5,836
歳 出	合 計	11,791,799

議案第3号

令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,322,872千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,033,818
	1 後期高齢者医療保険料	1,033,818
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		285,952
	1 一般会計繰入金	285,952
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,101
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,000
歳 入 合 計		1,322,872

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 31,251
	1 総務管理費	27,805
	2 徴収費	3,446
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,243,196
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,243,196
3 保健事業費		46,325
	1 保健事業費	46,325
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
歳 出 合 計		1,322,872

令和3年度掛川市介護保険特別会計予算

令和3年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,978,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,242,068
	1 介護保険料	2,242,068
2 分担金及び負担金		28,501
	1 負担金	28,501
3 国庫支出金		2,011,702
	1 国庫負担金	1,648,286
	2 国庫補助金	363,416
4 支払基金交付金		2,566,132
	1 支払基金交付金	2,566,132
5 県支出金		1,438,987
	1 県負担金	1,383,869
	2 県補助金	55,118
6 財産収入		1,699
	1 財産運用収入	1,699
7 繰入金		1,682,246
	1 一般会計繰入金	1,541,089
	2 基金繰入金	141,157
8 繰越金		20
	1 繰越金	20
9 諸収入		7,570
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,550
歳 入 合 計		9,978,925

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 207,089
	1 総務管理費	52,151
	2 徴収費	11,162
	3 介護認定審査会費	143,776
2 保険給付費		9,767,417
	1 保険給付費等諸費	9,336,663
	2 地域支援事業費	430,754
3 基金積立金		1,699
	1 基金積立金	1,699
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
歳 出 合 計		9,978,925

令和 3 年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和 3 年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,364千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,459
	1 財産運用収入	780
	2 財産売払収入	679
2 繰入金		1,489
	1 基金繰入金	1,489
3 繰越金		535,386
	1 繰越金	535,386
4 諸収入		30
	1 預金利子	30
歳入合計		538,364

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		千円 538,364
	1 公共用地取得事業費	538,364
歳 出 合 計		538,364

令和 3 年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和 3 年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,248 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 37
	1 使用料	37
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 諸収入		36,111
	1 預金利子	1
	2 雑入	36,110
歳 入 合 計		36,248

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 35,565
	1 駅周辺施設管理費	35,565
2 公債費		65
	1 公債費	65
3 予備費		618
	1 予備費	618
歳 出 合 計		36,248

議案第7号

令和3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算

令和3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ698,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 300
	1 県補助金	300
2 財産収入		515,100
	1 財産売払収入	515,100
3 繰入金		183,228
	1 一般会計繰入金	183,228
歳 入 合 計		698,628

歳 出

款	項	金 額
1 工業用地整備事業費		千円 698,628
	1 工業用地整備事業費	698,628
歳 出 合 計		698,628

議案第 8 号

令和 3 年度上西郷財産区特別会計予算

令和 3 年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 510
	1 財産運用収入	510
2 繰越金		2,500
	1 繰越金	2,500
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,011

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 181
	1 管理会費	181
2 総務費		589
	1 総務管理費	589
3 予備費		2,241
	1 予備費	2,241
歳 出 合 計		3,011

令和3年度桜木財産区特別会計予算

令和3年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		36
	1 基金繰入金	36
3 繰越金		20
	1 繰越金	20
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		58

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56
	1 総務管理費	56
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳 出 合 計		58

議案第10号

令和3年度東山財産区特別会計予算

令和3年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,709千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,268
	1 財産運用収入	1,268
2 繰入金		1,430
	1 基金繰入金	1,430
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,709

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 590
	1 管理会費	590
2 総務費		2,088
	1 総務管理費	2,088
3 予備費		31
	1 予備費	31
歳 出 合 計		2,709

令和3年度佐東財産区特別会計予算

令和3年度佐東財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8,563
	1 財産運用収入	8,563
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
歳入合計		9,563

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		8,708
	1 総務管理費	8,708
3 予備費		122
	1 予備費	122
歳 出 合 計		9,563

令和3年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	49,300 件
(2) 総給水量	14,497,000 m ³
(3) 一日平均給水量	39,718 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 一般配水管改良事業	314,400 千円
(イ) 生活基盤施設耐震化事業	200,000 千円
(ウ) 配水施設関連事業	565,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,143,255 千円
第1項 営業収益		2,851,525 千円
第2項 営業外収益		290,541 千円
第3項 特別利益		1,189 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,975,103 千円
第1項 営業費用		2,842,556 千円
第2項 営業外費用		122,536 千円
第3項 特別損失		11 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 994,325 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 121,544 千円、過年度分損益勘定留保資金 672,781 千円、建設改良積立金 200,000 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		625,147 千円
第1項 負担金		133,750 千円
第2項 他会計支出金		10,790 千円
第3項 企業債		430,000 千円
第4項 国庫支出金		50,000 千円
第5項 固定資産売却代金		607 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,619,472 千円
第1項 建設改良費		1,377,907 千円
第2項 企業債償還金		237,019 千円
第3項 国庫補助金返還金		4,546 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	264,000 千円
水道料金等徴収業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	430,015 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 (送配水設備改良事業)	430,000 千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 174,317 千円

(他会計からの補助金)

第10条 緊急地震・津波対策事業のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、462 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,300 千円と定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

議案第13号

令和3年度掛川市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	214 件
(2) 総給水量	55,703 m ³
(3) 一日平均給水量	153 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共事業関連事業	30,687 千円
(イ) 配水施設関連事業	631 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		17,290 千円
第1項 営業収益		6,685 千円
第2項 営業外収益		10,413 千円
第3項 特別利益		192 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		23,301 千円
第1項 営業費用		23,252 千円
第2項 営業外費用		49 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 303 千円は、過年度分損益勘定留保資金 303 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		31,733 千円
第1項 負担金		30,687 千円
第2項 他会計支出金		1,046 千円
	支	出
第1款 資本的支出		32,036 千円
第1項 建設改良費		31,333 千円
第2項 企業債償還金		703 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000 千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、4,610 千円である。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

令和3年度掛川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,117ha
(2) 年間総処理水量	4,052,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,101 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 管路建設事業	491,506 千円
(イ) ポンプ場建設改良事業	464,220 千円
(ウ) 処理場建設改良事業	63,200 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,482,202 千円
第1項 営業収益	634,511 千円
第2項 営業外収益	1,847,688 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,903,462 千円
第1項 営業費用	1,631,748 千円
第2項 営業外費用	271,611 千円
第3項 特別損失	3 千円
第4項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 838,672 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 50,585 千円、当年度分損益勘定留保資金 307,154 千円、利益剰余金処分量 480,933 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,155,197 千円
第1項 企業債	774,000 千円
第2項 負担金等	9,184 千円
第3項 国庫支出金	344,650 千円
第4項 他会計支出金	27,363 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,993,869 千円
第1項 建設改良費	1,018,926 千円
第2項 企業債償還金	974,943 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大東浄化センター電気設備工事 その7	令和3年度から 令和4年度まで	196,800千円
大須賀浄化センター電気設備工事 その3	令和3年度から 令和4年度まで	139,200千円
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和3年度から 令和7年度まで	287千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
管路建設事業	574,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	200,000千円			
合 計	774,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 107,176千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、465,053千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち480,933千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 企業債償還金

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

令和3年度掛川市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 229ha
- (2) 年間総処理水量 455,000 m³
- (3) 一日平均処理水量 1,247 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	355,471千円
第1項	営業収益	68,400千円
第2項	営業外収益	287,068千円
第3項	特別利益	3千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	318,888千円
第1項	営業費用	289,750千円
第2項	営業外費用	29,035千円
第3項	特別損失	3千円
第4項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する64,293千円は、当年度分損益勘定留保資金35,491千円、及び利益剰余金処分額28,802千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	62,829千円
第1項	企業債	22,700千円
第2項	負担金等	40千円
第3項	他会計支出金	40,089千円
支 出		
第1款	資本的支出	127,122千円
第1項	建設改良費	22,781千円
第2項	企業債償還金	104,341千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
処理場建設改良事業	22,700千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,462千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、122,047千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち28,802千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 企業債償還金

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数 1,758 基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	215,105 千円
第1項 営業収益	93,915 千円
第2項 営業外収益	121,187 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	208,293 千円
第1項 営業費用	191,858 千円
第2項 営業外費用	16,382 千円
第3項 特別損失	3 千円
第4項 予備費	50 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 43,308 千円は、当年度分損益勘定留保資金 41,600 千円、及び利益剰余金処分額 1,708 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	956 千円
第1項 他会計支出金	956 千円
支 出	
第1款 資本的支出	44,264 千円
第1項 企業債償還金	44,264 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和3年度から 令和7年度まで	86 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、120,000 千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,289 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、31,955 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち1,708 千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 企業債償還金

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

議案第17号

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例の制定について

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例を裏面のとおり制定する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）対策を目的として実施する次に掲げる事業に要する経費の財源に充てるため、掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(1) 経済変動対策貸付金利子補給金交付事業

(2) 小口特別資金利子補給金交付事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、掛川市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

議案第18号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年掛川市条例第33号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年掛川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）第6条の改正中「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を改正する条例を裏面
のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するための感染症予防等業務における第5条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	(2) 保健師又は看護師が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。	(2) 保健師又は看護師が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。 (3) 職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務のうち、市長が別に定めるものに従事したとき。	
別表感染症予防等業務に係る特殊勤務手当の項	1日につき300円	第5条第1号又は第2号の業務	1日につき300円
		第5条第3号の業務	1日につき3,000円 （新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合には、4,000円）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年11月19日から適用する。

議案第20号

掛川市ふるさと応援基金条例の一部改正について

掛川市ふるさと応援基金条例（平成29年掛川市条例第1号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

掛川市ふるさと応援基金条例（平成29年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）により、掛川市を応援するために寄せられた寄附金を活用し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費に充てるため、掛川市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（積立て）</u></p> <p>第2条 <u>基金は、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 掛川市を応援するために寄せられた寄附金を活用し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費に充てるため、掛川市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>（積立て）</u></p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。</p> <p><u>(1) ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）による寄附金</u></p> <p><u>(2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に充てるために法人から寄せられた寄附金</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合 <u>（第2条第2号に掲げる積立額及びその運益金にあっては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合）</u> に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の掛川市ふるさと応援基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の掛川市ふるさと応援基金条例第2条第1号の規定により積み立てられた基金とみなす。

議案第21号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（証明、閲覧等に係る手数料）</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公簿、公文書又は図面（<u>地籍図を除く。</u>）の謄本又は抄本の交付 1件につき300円（<u>公簿又は公文書は原本1枚を、図面のうち土地は1筆を、建物は1棟をもって1件とする。</u>）</p> <p>(13) (略)</p> <p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 共用部分 <u>1件につき10,000円</u></p>	<p>（証明、閲覧等に係る手数料）</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき300円（<u>公簿、公文書又は図面は1枚をもって1件とする。</u>）</p> <p>(13) (略)</p> <p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 共用部分 <u>a 床面積の合計が300平方メートル以</u></p>

- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a (略)
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) (略)
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) (略)
 - (イ) 共用部分 1件につき120,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「誘導基準」という。）のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき265,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき93,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき422,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき156,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき265,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件

- 内のもの 1件につき10,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a (略)
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) (略)
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) (略)
 - (イ) 共用部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき118,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき149,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「誘導基準」という。）のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき94,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき309,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件

につき93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき422,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき156,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき6,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき61,000円

につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき309,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき60,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき76,000円

- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき133,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき47,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき214,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき81,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき133,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき47,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき214,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき81,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4

- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき156,000円
 - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき61,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき156,000円
 - b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき61,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分
 - ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートルを超え

るもの 1件につき17,000円

(2) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この条において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき94,000円

(イ) それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき246,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(ア) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき120,000円

(イ) それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき309,000円

(3) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき20,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき28,000円

2 法第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合判定の手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

- (1) 市長が定めた機関が交付した法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合
- ア (略)

(2) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(ア) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき48,000円

(イ) それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき124,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(ア) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき61,000円

(イ) それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき156,000円

(3) 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき11,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき16,000円

3. 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

- (1) 市長が定めた機関が交付した法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合
- ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき120,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき118,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき149,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

ア 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき265,000円

イ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

ア 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき422,000円

イ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき156,000円

2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第29条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第31条第2項において準用する法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき6,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

ア 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき246,000円

イ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

ア 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき309,000円

イ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき120,000円

4 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第34条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第36条第2項において準用する法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a (略)
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) (略)
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) (略)
 - (イ) 共用部分 1件につき61,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円
 - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円
 - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a (略)
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) (略)
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア) (略)
 - (イ) 共用部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき60,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき76,000円
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
 - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円
 - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき61,000円
- ウ その他の建築物
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に

規定する基準による審査を行う場合
1件につき47,000円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき214,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき81,000円

3 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第36条第1項に規定する基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分 1件につき120,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以

規定する基準による審査を行う場合
1件につき48,000円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき156,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合
1件につき61,000円

5 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面その他これに準ずると市長が認める書面を添付する場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

ウ その他の建築物

(ア) (略)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア (略)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 共用部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき118,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき149,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以

内のもの

(a) 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円

(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円

(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円

b 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円

b 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

内のもの

(a) 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

(b) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

b 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

b 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定の軽微な変更該当証明書の交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(ア) 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき

	<p>24,000円</p> <p>(イ) <u>それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき62,000円</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(ア) <u>省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定の場合 1件につき30,000円</u></p> <p>(イ) <u>それ以外に規定する基準による判定の場合 1件につき78,000円</u></p> <p>(2) <u>特定建築物の工場等の用途に供する部分</u></p> <p>ア <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき5,000円</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき8,000円</u></p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市手数料条例の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例（平成17年掛川市条例第112号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例（平成17年掛川市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分
に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 年齢が20歳未満で、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親又は保護受託者に委託されているとき。</p> <p>(3) <u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設（知的障害児通園施設を除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 年齢が20歳未満で、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、<u>小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。</u></p> <p>(3) <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第</u></p>

く。)に入所措置されているとき、又は同条第
2項の規定により指定医療機関に入所措置さ
れ、治療等を委託されているとき。

(4) (略)

1条に規定する施設に入所しているとき。

(4) (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第23号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,400円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成30年度にあっては30,600円、令和元年度にあっては25,200円、令和2年度にあっては20,160円とする。</u></p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,400円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>）をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,160円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同</p>

規定にかかわらず、令和元年度にあつては38,640円、令和2年度にあつては33,600円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、令和元年度にあつては48,720円、令和2年度にあつては47,040円とする。

5 (略)
附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2～7 (略)

号の規定にかかわらず、33,600円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、47,040円とする。

5 (略)
附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2～7 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

10 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第24号

掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得</p>

た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア～オ （略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～オ （略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

ア～オ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

掛川市地震・津波対策整備基金条例の一部改正について

掛川市地震・津波対策整備基金条例（平成25年掛川市条例第28号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市地震・津波対策整備基金条例の一部を改正する条例

掛川市地震・津波対策整備基金条例（平成25年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>掛川市地震・津波対策整備基金条例</u> (設置) 第1条 地震・津波対策の整備に要する経費に充てるため、掛川市地震・津波対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	<u>掛川市風水害・地震・津波対策整備基金条例</u> (設置) 第1条 <u>風水害</u> ・地震・津波対策の整備に要する経費に充てるため、掛川市 <u>風水害</u> ・地震・津波対策整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第26号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
別表（第2条関係） 1・2（略） 3 幼稚園	別表（第2条関係） 1・2（略） 3 幼稚園														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>掛川市立大渕幼稚園</td> <td>掛川市大渕5935番地の6</td> </tr> <tr> <td>掛川市立横須賀幼稚園</td> <td>掛川市西大渕1010番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立大渕幼稚園	掛川市大渕5935番地の6	掛川市立横須賀幼稚園	掛川市西大渕1010番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>掛川市立大渕幼稚園</td> <td>掛川市大渕5935番地の6</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立大渕幼稚園	掛川市大渕5935番地の6
名 称	位 置														
(略)															
掛川市立大渕幼稚園	掛川市大渕5935番地の6														
掛川市立横須賀幼稚園	掛川市西大渕1010番地														
名 称	位 置														
(略)															
掛川市立大渕幼稚園	掛川市大渕5935番地の6														

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第27号

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	所在地	対象校	名称	所在地	対象校
(略)			(略)		
掛川市 大須賀 学校給 食セン ター	(略)	掛川市立大須賀中学校 掛川市立横須賀小学校 掛川市立大渕小学校 <u>掛川市立横須賀幼稚園</u> 掛川市立大渕幼稚園	掛川市 大須賀 学校給 食セン ター	(略)	掛川市立大須賀中学校 掛川市立横須賀小学校 掛川市立大渕小学校 掛川市立大渕幼稚園

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,289,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		20,023,691	233,597	20,257,288
	2 国庫補助金	16,691,446	233,597	16,925,043
16 県支出金		4,026,182	86,403	4,112,585
	2 県補助金	1,776,900	86,403	1,863,303
19 繰入金		2,018,232	80,000	2,098,232
	1 基金繰入金	2,018,200	80,000	2,098,200
歳 入 合 計		64,889,122	400,000	65,289,122

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 2,536,930	千円 400,000	千円 2,936,930
	1 商工費	2,536,930	400,000	2,936,930
歳 出 合 計		64,889,122	400,000	65,289,122

第2表 繰越明許費補正

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	中小企業者等応援給付金給付事業	268,448

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,706,226	31.9		20,706,226	31.7
2 地方譲与税	571,000	0.9		571,000	0.9
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	77,000	0.1		77,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1		51,000	0.1
6 法人事業税交付金	224,000	0.3		224,000	0.4
7 地方消費税交付金	2,751,000	4.2		2,751,000	4.2
8 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
9 環境性能割交付金	160,000	0.3		160,000	0.3
10 地方特例交付金	163,113	0.3		163,113	0.3
11 地方交付税	3,278,166	5.1		3,278,166	5.0
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	216,154	0.3		216,154	0.3
14 使用料及び手数料	612,048	0.9		612,048	0.9
15 国庫支出金	20,023,691	30.9	233,597	20,257,288	31.0
16 県支出金	4,026,182	6.2	86,403	4,112,585	6.3
17 財産収入	59,283	0.1		59,283	0.1
18 寄附金	830,207	1.3		830,207	1.3
19 繰入金	2,018,232	3.1	80,000	2,098,232	3.2
20 繰越金	1,438,967	2.2		1,438,967	2.2
21 諸収入	2,793,853	4.3		2,793,853	4.3
22 市債	4,786,000	7.4		4,786,000	7.3
歳入合計	64,889,122	100.0	400,000	65,289,122	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	248,378	0.4	
2 総務費	17,647,952	27.2	
3 民生費	16,501,422	25.4	
4 衛生費	5,354,587	8.3	
5 労働費	1,487,577	2.3	
6 農林水産業費	1,425,547	2.2	
7 商工費	2,536,930	3.9	400,000
8 土木費	5,868,068	9.0	
9 消防費	1,563,915	2.4	
10 教育費	6,514,669	10.0	
11 災害復旧費	468,246	0.7	
12 公債費	5,231,231	8.1	
13 予備費	40,600	0.1	
歳 出 合 計	64,889,122	100.0	400,000

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
248,378	0.4				
17,647,952	27.0				
16,501,422	25.3				
5,354,587	8.2				
1,487,577	2.3				
1,425,547	2.2				
2,936,930	4.5	320,000			80,000
5,868,068	9.0				
1,563,915	2.4				
6,514,669	10.0				
468,246	0.7				
5,231,231	8.0				
40,600	0.0				
65,289,122	100.0	320,000			80,000

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 941,658 補正額 233,597 計 1,175,255	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金	233,597
計	補正前 16,691,446 補正額 233,597 計 16,925,043		

(単位：千円)

説	明	備 考
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 既決予算額 941,658 補正後予算額 1,175,255 1,175,255×10/10	233,597	

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 商工費県補助金	補正前	1 商工業振興費県補助金	86,403
	176,220		
	補正額		
	86,403		
計	262,623		
計	補正前		
	1,776,900		
	補正額		
	86,403		
計	1,863,303		

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金 追加	86,403

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,018,200 補正額 80,000 計 2,098,200	1 基金繰入金	80,000
計	補正前 2,018,200 補正額 80,000 計 2,098,200		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 1,607,021 補正後予算額 1,687,021	80,000

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	国県支出金	9 旅費	39
	2,389,549	320,000	11 需用費	931
	補正額	一般財源	12 役務費	1,276
	400,000	80,000	13 委託料	4,254
	計		19 負担金補助及び交 付金	393,500
2,789,549				
計	補正前	国県支出金		
	2,536,930	320,000		
	補正額	一般財源		
	400,000	80,000		
計				
2,936,930				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 地域経済活性化事業費 400,000</p> <p>(1) 地域経済応援事業費 400,000</p> <p>既決予算額 985,021 補正後予算額 1,385,021</p> <p>中小企業者等応援給付金 393,500 (追加)</p>	

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ824,127千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,464,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		20,706,226	△168,433	20,537,793
	1 市民税	8,315,580	△261,554	8,054,026
	2 固定資産税	9,641,586	101,425	9,743,011
	3 軽自動車税	390,185	22,069	412,254
	4 市たばこ税	703,000	△15,214	687,786
	5 入湯税	28,200	△15,159	13,041
2 地方譲与税		571,000	△42,000	529,000
	1 地方揮発油譲与税	136,000	△14,000	122,000
	2 自動車重量譲与税	409,000	△28,000	381,000
4 配当割交付金		77,000	△2,000	75,000
	1 配当割交付金	77,000	△2,000	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000	42,000	93,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000	42,000	93,000
6 法人事業税交付金		224,000	△29,000	195,000
	1 法人事業税交付金	224,000	△29,000	195,000
7 地方消費税交付金		2,751,000	△177,000	2,574,000
	1 地方消費税交付金	2,751,000	△177,000	2,574,000
8 ゴルフ場利用税交付金		66,000	△5,000	61,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000	△5,000	61,000
9 環境性能割交付金		160,000	△100,000	60,000
	1 環境性能割交付金	160,000	△100,000	60,000
12 交通安全対策特別交付金		22,000	4,000	26,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 交通安全対策特別交付金	22,000	4,000	26,000
13 分担金及び負担金		216,154	△603	215,551
	1 分担金	11,664	6,447	18,111
	2 負担金	204,490	△7,050	197,440
14 使用料及び手数料		612,048	△3,603	608,445
	1 使用料	404,381	△4,519	399,862
	2 手数料	207,667	916	208,583
15 国庫支出金		20,257,288	△61,796	20,195,492
	1 国庫負担金	3,305,932	27,574	3,333,506
	2 国庫補助金	16,925,043	△89,612	16,835,431
	3 委託金	26,313	242	26,555
16 県支出金		4,112,585	△181,600	3,930,985
	1 県負担金	1,971,409	6,898	1,978,307
	2 県補助金	1,863,303	△188,902	1,674,401
	3 委託金	277,873	404	278,277
17 財産収入		59,283	6,292	65,575
	1 財産運用収入	23,932	6,292	30,224
18 寄附金		830,207	161,000	991,207
	1 寄附金	830,207	161,000	991,207
19 繰入金		2,098,232	△564,090	1,534,142
	1 基金繰入金	2,098,200	△564,090	1,534,110
21 諸収入		2,793,853	△46,670	2,747,183
	3 貸付金元利収入	1,468,154	△7,810	1,460,344
	5 雑入	1,286,475	△38,860	1,247,615
22 市債		4,786,000	344,376	5,130,376

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	千円 4,786,000	千円 344,376	千円 5,130,376
歳入合計		65,289,122	△824,127	64,464,995

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		248,378	△7,580	240,798
	1 議会費	248,378	△7,580	240,798
2 総務費		17,647,952	119,573	17,767,525
	1 総務管理費	16,578,834	15,742	16,594,576
	2 賦課徴収費	613,668	120,121	733,789
	3 戸籍住民基本台帳費	359,537	△20,912	338,625
	4 選挙費	12,368	4,981	17,349
	5 統計調査費	49,727	81	49,808
	6 監査委員費	33,818	△440	33,378
3 民生費		16,501,422	6,150	16,507,572
	1 社会福祉費	6,601,128	77,891	6,679,019
	2 児童福祉費	9,208,467	△71,741	9,136,726
4 衛生費		5,354,587	△67,570	5,287,017
	1 保健費	3,012,890	△11,667	3,001,223
	2 衛生費	286,698	△10,137	276,561
	3 清掃費	2,054,999	△45,766	2,009,233
5 労働費		1,487,577	△10,460	1,477,117
	1 労働諸費	1,487,577	△10,460	1,477,117
6 農林水産業費		1,425,547	16,183	1,441,730
	1 農業費	534,295	△37,560	496,735
	2 農地費	745,767	61,357	807,124
	3 林業費	145,454	△7,614	137,840
7 商工費		2,936,930	△351,179	2,585,751
	1 商工費	2,936,930	△351,179	2,585,751
8 土木費		5,868,068	△178,081	5,689,987
	1 土木管理費	304,467	0	304,467

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 道路橋梁費	1,912,792	△23,525	1,889,267
	3 河川費	1,013,128	△138,428	874,700
	4 都市計画費	2,285,156	△8,932	2,276,224
	5 住宅費	352,525	△7,196	345,329
9 消防費		1,563,915	3,913	1,567,828
	1 消防費	1,563,915	3,913	1,567,828
10 教育費		6,514,669	△355,076	6,159,593
	1 教育総務費	318,788	△244	318,544
	2 小学校費	1,646,947	△116,883	1,530,064
	3 中学校費	453,912	△3,457	450,455
	4 幼稚園費	1,634,678	△121,899	1,512,779
	5 社会教育費	927,419	△66,817	860,602
	6 保健体育費	1,532,925	△45,776	1,487,149
歳 出 合 計		65,289,122	△824,127	64,464,995

第2表 繰越明許費補正

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	日坂1工区地籍調査事業	20,640
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	1,496
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	4,928
3 民生費	1 社会福祉費	介護給付費給付事務事業	18,700
4 衛生費	1 保健費	新型インフルエンザ等予防事業	35,830
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	3,180
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	131,780
8 土木費	2 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	32,730
8 土木費	2 道路橋梁費	郡道坂線改良事業	31,260
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	45,150
8 土木費	2 道路橋梁費	居尻黒俣線改良事業	14,151
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装改良事業	8,444
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	187,360
8 土木費	2 道路橋梁費	合併推進道路整備事業	167,000
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	66,950
8 土木費	2 道路橋梁費	歩道改良事業	188,430
8 土木費	3 河川費	市単河川整備事業	17,000
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事業	161,533
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	196,937
9 消防費	1 消防費	防災資機材整備事業	41,800
10 教育費	5 社会教育費	文化ホール運営事業	19,481
10 教育費	6 保健体育費	学校給食運営事業	9,420
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	公共災害復旧事業	17,820
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業	110,000

2. 変更の部

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	三井幹線改良事業	46,500	三井幹線改良事業	87,500

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
選挙事務補助員派遣業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	2,394

2. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
経済変動対策貸付金利子補給金	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	60,301
	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	60,301
松ヶ岡整備工事費	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	400,000
	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	53,346

第4表 地方債補正

1. 追加の部

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (56,300)	認定こども園整備事業 (減収補てん債分)	56,300	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
土木債 (32,500)	橋梁整備事業 (減収補てん債分)	9,400			
	道路橋梁維持事業 (減収補てん債分)	9,600			
	橋梁耐震補強事業 (減収補てん債分)	13,500			
減収補てん債 (365,276)	減収補てん債	365,276			
合計		454,076			

2. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産債 (43,000 増)	農業農村整備事業 (50,000 増)	58,600	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		108,600			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△7,000 皆減)	7,000			
		0			
土木債 (△131,100 減)	海岸防災林強化事業 (△132,400 減)	764,000			
		631,600			
	道路橋梁維持事業 (1,300 増)	84,600			
		85,900			
消防債 (△16,100 減)	消防ポンプ車整備事業 (△15,000 皆減)	15,000			
		0			
	同報無線整備事業 (△1,100 減)	13,800			
		12,700			
教育債 (△5,500 減)	大東給食センター 改修事業 (△1,800 減)	10,700			
		8,900			
	文化ホール改修事業 (△3,700 減)	76,600			
		72,900			
合 計 (△109,700 減)		4,786,000			
			4,676,300		

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,099,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		2,308,428	51,693	2,360,121
	1 国民健康保険税	2,308,428	51,693	2,360,121
3 国庫支出金		7	12,521	12,528
	1 国庫補助金	7	12,521	12,528
4 県支出金		8,514,087	△190,942	8,323,145
	1 県補助金	8,514,087	△190,942	8,323,145
5 財産収入		156	594	750
	1 財産運用収入	156	594	750
6 繰入金		1,057,564	21,811	1,079,375
	1 一般会計繰入金	805,571	21,811	827,382
8 諸収入		61,975	7,145	69,120
	3 雑入	33,941	7,145	41,086
歳 入 合 計		12,196,664	△97,178	12,099,486

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 160,404	千円 4,354	千円 164,758
	1 総務管理費	120,106	4,354	124,460
2 保険給付費		8,409,261	△196,464	8,212,797
	1 療養諸費	7,357,962	△200,000	7,157,962
	2 高額療養費	997,170	336	997,506
	5 移送費	110	3,200	3,310
5 保健事業費		135,551	△6,808	128,743
	1 保健事業費	135,551	△6,808	128,743
6 基金積立金		185,904	83,792	269,696
	1 基金積立金	185,904	83,792	269,696
8 諸支出金		73,378	4,200	77,578
	1 償還金及び還付加算金	73,378	4,200	77,578
9 予備費		6,252	13,748	20,000
	1 予備費	6,252	13,748	20,000
歳 出 合 計		12,196,664	△97,178	12,099,486

議案第 31 号

令和 2 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,463 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,325,726 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,029,693	千円 5,013	千円 1,034,706
	1 後期高齢者医療保険料	1,029,693	5,013	1,034,706
3 繰入金		283,299	2,450	285,749
	1 一般会計繰入金	283,299	2,450	285,749
歳 入 合 計		1,318,263	7,463	1,325,726

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,240,467	千円 5,013	千円 1,245,480
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,240,467	5,013	1,245,480
3 保健事業費		42,513	2,450	44,963
	1 保健事業費	42,513	2,450	44,963
歳 出 合 計		1,318,263	7,463	1,325,726

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,053,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2,224,003	65,113	2,289,116
	1 介護保険料	2,224,003	65,113	2,289,116
2 分担金及び負担金		29,609	△1,616	27,993
	1 負担金	29,609	△1,616	27,993
4 国庫支出金		1,973,017	63,734	2,036,751
	1 国庫負担金	1,630,035	20,594	1,650,629
	2 国庫補助金	342,982	43,140	386,122
5 支払基金交付金		2,545,695	37,078	2,582,773
	1 支払基金交付金	2,545,695	37,078	2,582,773
6 県支出金		1,422,552	17,403	1,439,955
	1 県負担金	1,366,861	14,089	1,380,950
	2 県補助金	55,691	3,314	59,005
7 財産収入		317	1,324	1,641
	1 財産運用収入	317	1,324	1,641
8 繰入金		1,687,826	△175,224	1,512,602
	1 一般会計繰入金	1,533,320	△20,718	1,512,602
	2 基金繰入金	154,506	△154,506	0
10 諸収入		7,717	△113	7,604
	1 延滞金加算金及び過料	10	79	89
	3 雑入	7,697	△192	7,505
歳入合計		10,045,304	7,699	10,053,003

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		215,317	△4,754	210,563
	3 介護認定審査会費	147,943	△4,754	143,189
2 保険給付費		9,660,039	98,960	9,758,999
	1 保険給付費等諸費	9,224,265	106,715	9,330,980
	2 地域支援事業費	435,774	△7,755	428,019
3 基金積立金		108,623	△87,384	21,239
	1 基金積立金	108,623	△87,384	21,239
5 諸支出金		60,625	877	61,502
	1 償還金及び還付加算金	60,592	877	61,469
歳 出 合 計		10,045,304	7,699	10,053,003

議案第 33 号

令和 2 年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 25 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 536,874 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,445	千円 14	千円 1,459
	1 財産運用収入	766	14	780
2 繰入金		1,475	12	1,487
	1 基金繰入金	1,475	12	1,487
3 繰越金		533,899	1	533,900
	1 繰越金	533,899	1	533,900
4 諸収入		30	△2	28
	1 預金利子	30	△2	28
歳 入 合 計		536,849	25	536,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 536,849	千円 25	千円 536,874
	1 公共用地取得事業費	536,849	25	536,874
歳 出 合 計		536,849	25	536,874

議案第34号

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ34,901千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		100,437	△52,800	47,637
	1 使用料	100,437	△52,800	47,637
2 国庫支出金		14,740	7,760	22,500
	1 国庫補助金	14,740	7,760	22,500
4 諸収入		3,187	△1,021	2,166
	2 雑入	3,186	△1,021	2,165
5 市債		19,800	△6,900	12,900
	1 市債	19,800	△6,900	12,900
6 繰入金		0	18,060	18,060
	1 基金繰入金	0	18,060	18,060
歳 入 合 計		139,264	△34,901	104,363

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 駅周辺施設管理費		131,793	△31,143	100,650
	1 駅周辺施設管理費	131,793	△31,143	100,650
2 大手門駐車場施設管理費		5,916	△2,687	3,229
	1 大手門駐車場施設管理費	5,916	△2,687	3,229
3 予備費		1,555	△1,071	484
	1 予備費	1,555	△1,071	484
歳 出 合 計		139,264	△34,901	104,363

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 駅周辺施設管理費	1 駅周辺施設管理費	ほのぼのパスエレベーター設置事業	36,850

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (△6,900 減)	掛川駅周辺地区まち づくり事業	19,800	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 も繰上償還 をなし又は 償還期限を 短縮し若し くは低利債 に借換えす ることがで きる。
		12,900			
合計 (△6,900 減)		19,800			
		12,900			

議案第 3 5 号

令和 2 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 92,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 256,038 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 92,600	千円 △92,600	千円 0
	1 財産売払収入	92,600	△92,600	0
歳 入 合 計		348,638	△92,600	256,038

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 348,638	千円 △92,600	千円 256,038
	1 工業用地整備事業費	348,638	△92,600	256,038
歳 出 合 計		348,638	△92,600	256,038

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第4号）

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,251,726千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,247,572千円」に、「過年度分損益勘定留保資金832,588千円」を「過年度分損益勘定留保資金828,434千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	347,654千円	4,154千円	351,808千円
第2項 他会計支出金	10,783千円	4,154千円	14,937千円

第2条 予算第10条に定めた補助金の金額「373千円」を「4,527千円」に改める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

議案第37号

令和2年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	17,040千円	192千円	17,232千円
第3項 特別利益	0千円	192千円	192千円
支 出			
第1款 水道事業費用	22,413千円	△284千円	22,129千円
第1項 営業費用	22,355千円	△284千円	22,071千円

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	31,896千円	△31,318千円	578千円
第1項 負担金	30,687千円	△30,687千円	0千円
第2項 他会計支出金	1,209千円	△631千円	578千円
支 出			
第1款 資本的支出	36,160千円	△31,318千円	4,842千円
第1項 建設改良費	35,465千円	△31,318千円	4,147千円

第3条 予算第7条に定めた補助金の金額「4,355千円」を「3,724千円」に改める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

(4) 主要な建設改良事業

(7) 管路建設事業	1,082,732千円	△261,374千円	821,358千円
------------	-------------	------------	-----------

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

収 入

第1款 下水道事業収益	2,513,259千円	△7,516千円	2,505,743千円
-------------	-------------	----------	-------------

第1項 営業収益	633,931千円	△13,170千円	620,761千円
----------	-----------	-----------	-----------

第2項 営業外収益	1,875,177千円	5,654千円	1,880,831千円
-----------	-------------	---------	-------------

支 出

第1款 下水道事業費用	2,002,267千円	△1,872千円	2,000,395千円
-------------	-------------	----------	-------------

第1項 営業費用	1,723,697千円	△15,288千円	1,708,409千円
----------	-------------	-----------	-------------

第2項 営業外費用	267,709千円	13,416千円	281,125千円
-----------	-----------	----------	-----------

第3条 予算第4条本文括弧書き中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,185千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,433千円」に、「当年度分損益勘定留保資金271,849千円」を「当年度分損益勘定留保資金271,821千円」に、「利益剰余金処分額457,986千円」を「利益剰余金処分額471,766千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

収 入

第1款 資本的収入	1,309,066千円	△261,374千円	1,047,692千円
-----------	-------------	------------	-------------

第1項 企業債	761,200千円	△247,600千円	513,600千円
---------	-----------	------------	-----------

第4項 他会計支出金 199,940千円 △13,774千円 186,166千円

支 出

第1款 資本的支出 2,113,885千円 △261,374千円 1,852,511千円

第1項 建設改良費 1,187,611千円 △261,374千円 926,237千円

第4条 予算第5条の表中「743,100千円」を「854,820千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額「568,038千円」を「568,376千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めた利益剰余金の処分の金額「485,923千円」を「471,766千円」に改める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	411,787千円	△515千円	411,272千円
第2項 営業外収益	342,187千円	△515千円	341,672千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	343,523千円	△515千円	343,008千円
第1項 営業費用	309,124千円	△515千円	308,609千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金31,934千円」を「当年度分損益勘定留保資金32,273千円」に、「利益剰余金処分額68,338千円」を「利益剰余金処分額67,999千円」に改める。

第3条 予算第8条に定めた他会計からの補助金の金額「94,725千円」を「94,210千円」に改める。

第4条 予算第9条に定めた利益剰余金の処分の金額「70,791千円」を「67,999千円」に改める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

議案第40号

東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東遠学園組合の共同処理する事務に東遠学園組合こども発達センターきためばえにおける児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援の実施に関する事務を追加するとともに、東遠学園組合規約を裏面のとおり変更する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

東遠学園組合同規約の一部を変更する規約

東遠学園組合同規約（昭和45年5月12日静岡県指令地第185号）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

- (12) 東遠学園組合こども発達センターきためばえにおける児童福祉法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援の実施に関する事務

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

第 2 次掛川市総合計画基本構想の改定について

掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第 1 項の規定により、第 2 次掛川市総合計画基本構想を別紙のとおり改定する。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第2次掛川市総合計画基本構想改定(案)

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

平成25年(2013年)4月に本市のまちづくりに関する最高規範として、「掛川市自治基本条例」を施行し、第2次掛川市総合計画は、自治基本条例に基づき策定されています。まちづくりの基本的な考え方となる基本理念は、市民等が等しく主体的に参加でき、自ら行動することや、互いに信頼し、支えあい、役立ちあいながら、まちづくりを推進することにあります。

また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則とします。

【基本理念】 「協働のまちづくり」

- 市民誰もが等しく参加でき、多様性を認め、支えあい、役立ちあう地域社会の構築
- 地域の歴史や文化を尊重し、報徳の精神や生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

「キーワード」

- ① **情報共有** まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。
- ② **参画** まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。
- ③ **協働** 自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

2 掛川市の将来像

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

自治基本条例では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化に繋がります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。

第2章 将来人口

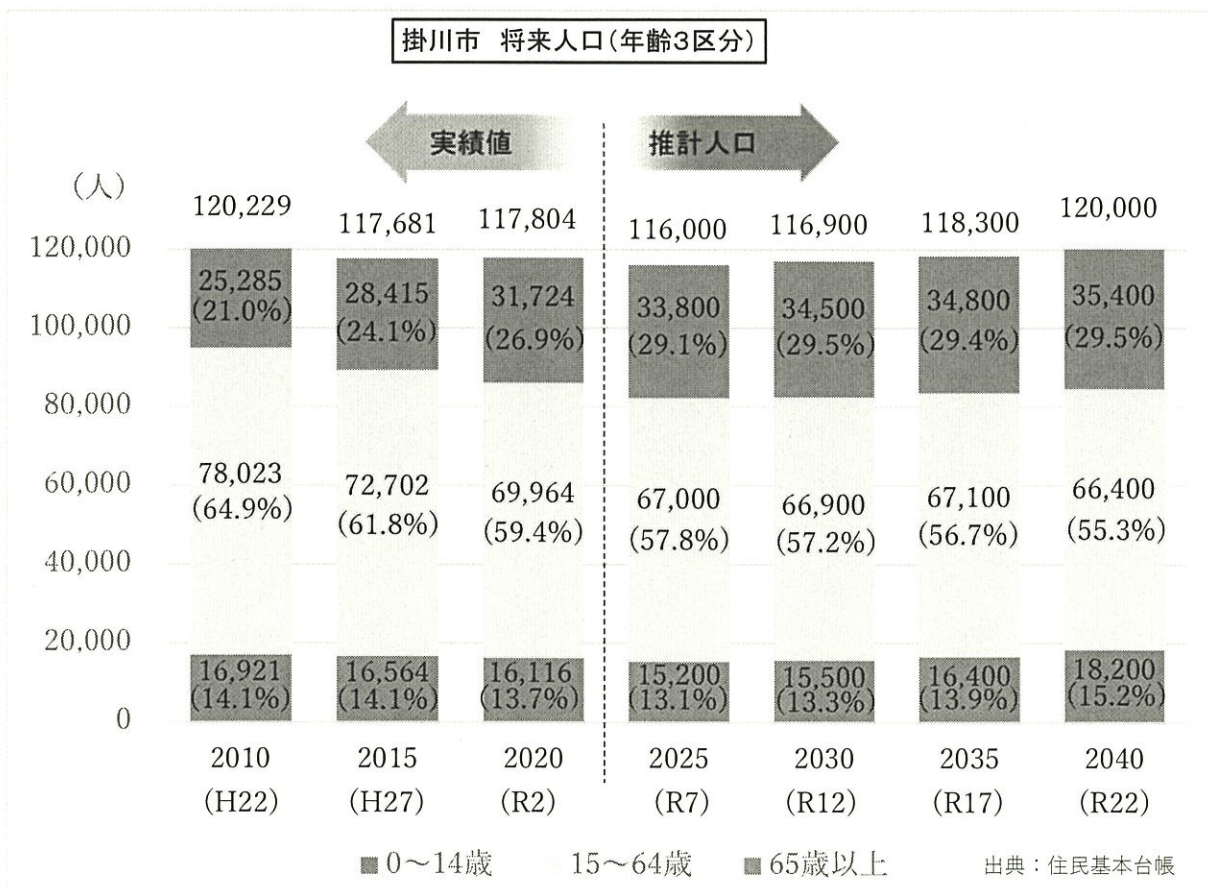
1 将来人口の目標値

将来人口	持続発展可能な掛川市を目指し、令和22年(2040年)に人口12万人を達成するために… 令和7年(2025年)の目標人口 116,000人
将来人口構成	年少人口15%以上、高齢人口25%以下のまちを目指して… 令和7年(2025年)の目標人口構成は 年少人口(0～14歳) 13.1%以上 生産年齢人口(15～64歳) 57.8%以上 高齢人口(65歳以上) 29.1%以下

本市は、将来に向けて、社会的にも経済的にも環境的にも持続発展していくために、「協働のまちづくり」を推進していきます。「協働のまちづくり」のためには、お互いに支え合い、役立ち合える繋がりづくりが必要です。

本格的な人口減少社会が到来するなか、協働のまちづくりと行政運営の効率化を見据え、その変化の中にあっても本市を発展させていくため、令和22年(2040年)に人口を12万人と設定し、様々な取組を進めた成果として、計画期間(2016～2025年度)における目標人口を116,000人とします。

また、人口構成が大幅に高齢化にシフトすることによる地域社会への影響を抑制するために、目標人口だけでなく、将来の人口構成についても目標値として設定します。



新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、本計画期間以降(2025年以降)の目標値については、社会状況等を考慮しながら、検証していくこととします。

第3章 土地利用構想

人口減少や産業構造の変化、大規模自然災害が増加する中、災害に強い安心・安全な生活環境を形成するとともに、調和とバランスの取れた持続可能なまちづくりの実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

(1) 土地利用の基本方針

①安全・安心な生活環境の形成

近年、災害の大規模化や感染症による複合災害等、様々な対策が重要とされる中、災害に強く、市民が安全・安心に暮らすことができるよう、防災機能を重視した土地利用を進めます。

地震や津波等の災害に対しては、海岸線の整備や海岸防災林の強化等の津波対策を進めるとともに、集中豪雨や台風による風水害に対しては、流域治水等を進め、防災・減災機能の強化を図る土地利用を進めます。

②調和とバランスの取れた持続可能なまちづくりの実現

人口減少や少子高齢化が進む中、無秩序な開発は周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、都市を維持することが困難になります。そのため、調和とバランスが取れた、持続可能なまちづくりを実現するための土地利用を進めます。

森林、河川、海岸等、本市の生態系を支える自然環境は、保全・再生・活用を進め、かけがえのない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡します。（自然水源ゾーン）

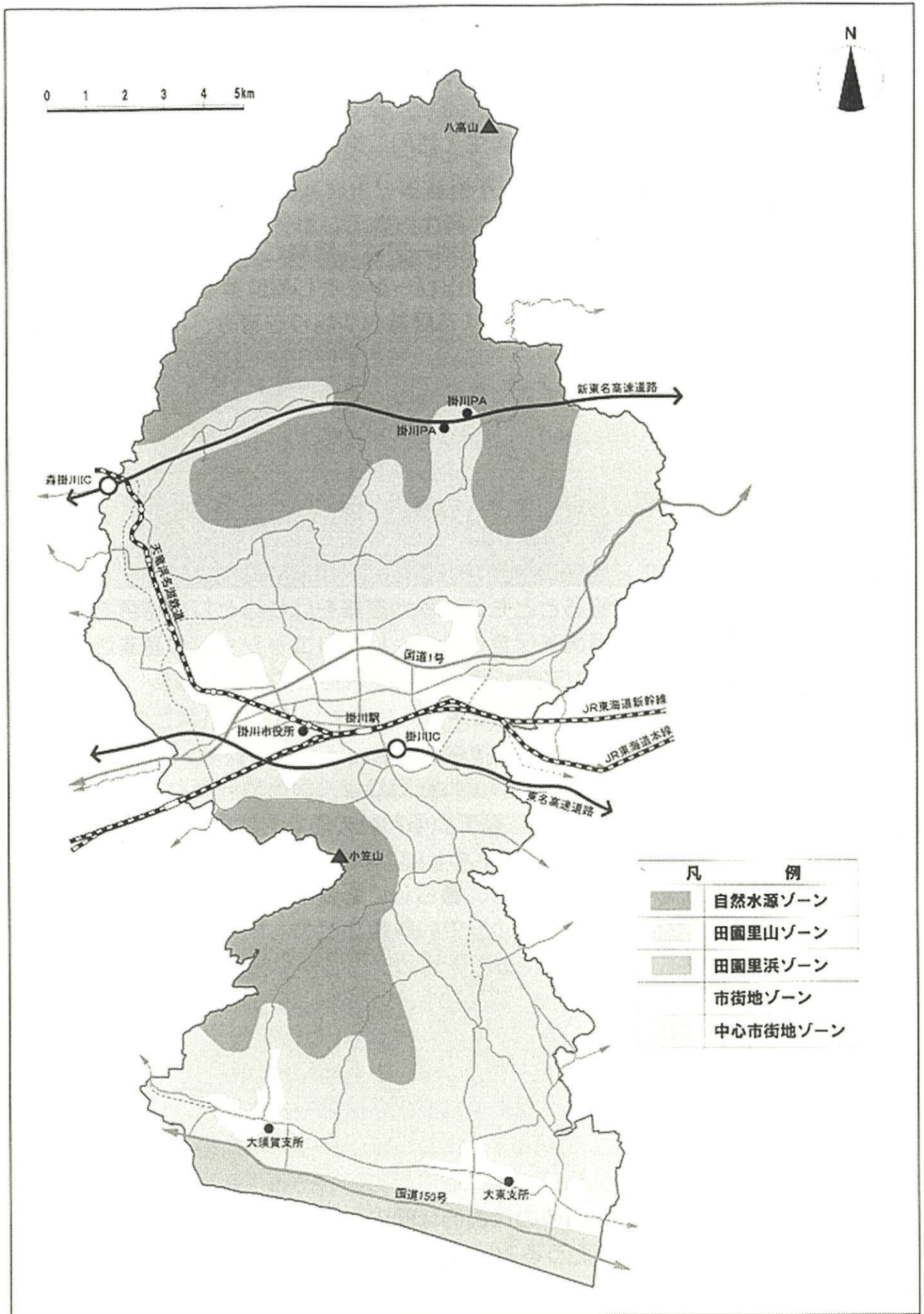
また、農山林、里山、谷田、海岸砂地等のある農山村地域では、地域の特徴的な農業や景観を尊重した土地利用を進め、農地及び農村の多面的機能の活用による地域活性化を図るため、各種産業活動の活用を進めます。（田園里山ゾーン、田園里浜ゾーン）

一方、市街地は、暮らしに必要な都市機能や快適な居住環境の確保を図るとともに、産業用地との調和を図りながら、地域それぞれの個性を活かした市街地の形成を進めます。（市街地ゾーン、中心市街地ゾーン）

そして、市街地相互や農山村地域の拠点となる地域を交通網ネットワークで結ぶ多極ネットワーク型コンパクトシティを目指し、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに、既存市街地の高度利用と機能集積を促し、中心市街地から農山村地域に至るまで調和とバランスの取れた土地利用を進めます。

(2) 土地利用の観点

- ①自然環境との共生
- ②田園環境との調和
- ③歴史と文化の尊重
- ④質の高い生活環境の形成
- ⑤調和と効率化への貢献
- ⑥国土軸の有効活用



2 戦略

令和の時代になり、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化による Society5.0 の到来、SDGs の推進等の変革の時代を迎えました。そして、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大により、社会環境や経済状況、人々の生活や価値観まで大きく変化し、格差の拡大や社会の分断が起きています。すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていく必要があります。

そのため、本計画では、20年後の掛川市を見据えて、ポストコロナ時代の新しい生活様式への移行や地方分散の流れ、デジタル化の浸透といった環境の変化を踏まえ、SDGs やDXをより一層推進し、地域内で人や物が循環し、誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会※を目指し、以下の戦略を立て、積極的な少子化対策を進めて人口増を目指した施策を推進していきます。

(1) 生涯にわたりこころざし高く学び心豊かに暮らすまち

(教育・文化分野)

- ① 保幼小中の一貫した教育を柱に、デジタル環境を活かした「主体的・対話的で深い学び」をより一層進め、市民総ぐるみにより、多方面で活躍できる人材を育成します。
- ② 豊かな感性や創造性、思いやりの心を育むことで教養を培い、生涯にわたって学び、支えあい役立ちあい、何度でもチャレンジできる環境づくりを推進します。
- ③ 伝統芸能や生活文化など掛川に根付く文化を継承するとともに、地域資源を活かした新たな文化を創造し、掛川らしい文化を発信します。
- ④ 歴史・文化的資源を尊重し、テクノロジーにより、研究、観光等、文化財の活用の可能性を広げ、郷土への愛着や誇りを育みます。
- ⑤ デジタル技術による学びや、人との関わり、本物の質の高さを体感する機会により、誰もが豊かな経験と心を育む機会を充実します。

- ① 多方面で活躍できる人材を育成する教育DXの推進
- ② 生涯にわたる学びの推進
- ③ 掛川らしい文化の継承・創造・発信
- ④ 文化財の活用の可能性の拡大
- ⑤ デジタル技術と本物の体験による学びの機会の充実

(2) 誰もが健やかに、安心して幸せな暮らしをともにつくるまち

(健康・子育て・福祉分野)

- ① 若い世代が安心して働ける職場を実現し、家庭を築ける豊かな環境を整備するとともに、市民、地域、企業、行政が連携し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、子育てに積極的な地域づくりを推進します。
- ② 多世代の交流をすすめ、何歳になっても健康で生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するため、「ふくしあ」を中心に市民とともにつくる地域包括ケアシステムを拡充します。
- ③ 一人ひとりが新しい生活様式を踏まえた感染症対策を徹底するとともに、市民の健康管理を支援するため、テクノロジーや情報連携を活用した医療、健康づくり、福祉等における予防活動を推進します。
- ④ 市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認めあい、あらゆる差別のない、誰もが幸せに暮らすことのできるまちを目指します。
- ⑤ 福祉・医療・健康・子育て等において、デジタル技術を有効に活用し、従来の人や地域のネットワークをさらに強化し、高齢者、女性、障がい者、外国人等、誰ひとり孤立することなく取り残されないまちを目指します。

- ① 市民総ぐるみで次世代の育成
- ② 地域包括ケアシステムの拡充
- ③ 健康管理の支援と予防活動の強化
- ④ 誰もが幸せに暮らすことのできるまちの実現
- ⑤ DXによる福祉・医療・健康・子育て等ネットワークの強化

※包摂的な社会：すべての人々を構成員として包み支え合う、誰ひとり取り残されることのない社会。

(3) 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を 実現した持続可能なまち (環境分野)

- ①山・里・川・海の豊かな自然環境、美しい水や空気は大切な資源であり、市民、企業、行政の協働により、継続的に保全します。
- ②資源循環や脱炭素社会の取り組みを進め、新しい地域資源を掘り起こし、環境と経済が両立し、地域の活力が最大限に発揮される地域循環共生圏を目指します。
- ③公民連携により、地域新電力会社によるエネルギーの地産地消を推進し、エネルギーを効率的に活用したまちを実現します。
- ④市民の自助・共助により、ごみ減量化や再生可能エネルギーの普及等、資源の循環を推進します。

- ①豊かな自然環境の保全
- ②脱炭素社会等の実現による地域循環共生圏の構築
- ③公民連携によるエネルギーの地産地消
- ④自助・共助による資源循環の推進

(4) 新しい技術と多様な働き方から活力ある産業を生み出す、 世界に誇れるお茶のまち (産業・経済分野)

- ①新たな事業を開拓する企業や起業の支援や多様な人材の活用を推進し、多くのイノベーションを生み出し、世界につながる活力ある産業を生み出します。
- ②地域で集積されてきたヒト・モノ・コトの更なる充実と、新しい技術との連携により、生産・消費等の地域内経済の好循環を推進します。
- ③リモートワークやワーケーション等、自由に選択できる働き方により、いつでも、どこでも、誰でも柔軟に働くことができ、多様な人材が活躍するまちを実現します。
- ④地域の特性を生かした力強い農業と世界に誇れる茶業を推進します。

- ①産業の開拓や起業の支援による活力ある産業の創出
- ②ヒト・モノ・コトが繋がる地域経済循環の推進
- ③柔軟な働き方の推進と多様な人材の活躍
- ④力強い農業と世界に誇れるお茶のまちの実現

(5) 魅力ある暮らしとホスピタリティにより、選ばれるまち (シティプロモーション分野)

- ①地域資源を活かして市民総ぐるみでシティプロモーションを行い、労働・産業・観光・生活等、様々な形でまちに関わる関係人口の増加を目指します。
- ②豊かな自然環境とアクセスの良い立地、ホスピタリティの精神を売りに、魅力ある人材や企業・学校等呼び込みます。
- ③積極的な子育て支援や質の高い教育により若い世代が安心して暮らせる環境を整えるとともに、ワーケーション等柔軟な働き方の推進、移住支援、結婚支援等、あらゆる世代の多様な価値観やライフスタイルを支援し、選ばれるまちを目指します。

- ①様々な形でまちに関わる関係人口の拡大
- ②魅力ある人材や企業の呼び込み
- ③選ばれ、迎え入れるまちへ

(6) 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

(安全・安心・都市基盤分野)

- ①地震、津波、風水害等の大規模自然災害に備えた、自然災害死亡者ゼロを目指した地域防災体制の強化・災害対策の充実と、感染症対策を推進します。
- ②持続的に発展し、豊かな自然や各地域が育んできたコミュニティ、歴史・文化、産業を守るため、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。
- ③土地や建物等の地域資源を柔軟に活用し、移住や企業・学校等の移転を受け入れる体制を整えます。
- ④将来の自動運転等の実用化を見据え、移動手段を最適化し、誰もが安心して移動できるまちを目指します。
- ⑤デジタル技術により、防災や防犯等生活に必要な情報を誰でも迅速・的確に共有でき、市民一人ひとりの高い防災意識と、自助・共助により安全・安心なまちを目指します。

①災害に強いまちづくり

②多極ネットワーク型コンパクトシティの実現

③地方分散による受け入れ体制の整備

④移動手段の最適化

⑤DXによる自助・共助の安全・安心なまちの実現

(7) 協働と連携により誰もが支えあい役立ちあうまち

(協働・広域・行財政分野)

- ①市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、年齢、性別、国籍等を超えた積極的な参画を促し、デジタル技術を有効に活用して市民相互や行政との情報共有の仕組みを整え、誰もが支えあい役立ちあう地域社会を築きます。
- ②広域的な課題に対する行政の広域連携を進めるとともに、民間の得意分野を活かし、関係人口を含めた官民連携等の様々な連携を進めます。
- ③市民満足度の高いサービスを提供するため、行政内部の積極的なDXの推進や、柔軟で多様な人材育成と活用を進めるとともに、地域資源の活用による経済の好循環を推進し、安定した財源確保を目指します。
- ④公共施設等のあり方を見直し、市民ニーズに即した形にしていくことで、行政サービスを最適かつ持続可能なものとすることを目指します。

①協働のまちづくりに向けた参画と情報共有の推進

②広域連携や官民連携の推進

③行政DXや多様な人材活用と安定した財源確保

④公共施設等の適正化の推進

議案第42号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画を裏面のとおり定める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

総 合 整 備 計 画 書

静岡県掛川市 久居島辺地
(辺地人口 85人 面積 2.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 掛川市久居島
- (2) 辺地の中心の位置 掛川市久居島81番地の2
- (3) 辺地度点数 101点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は原野谷川支流西之谷川に沿い、市街地とを結ぶ幹線道路である市道高山西之谷線沿線の基幹集落と、派生した市道・林道により結ばれた散在集落により構成されており、約29世帯85人が、主に茶を中心とした農林業を営んでいる。

幹線道路である市道高山西之谷線は、本辺地、西之谷辺地と市街地を結ぶ住民生活に不可欠な生活道路であるが、山間を走るため、幅員が狭く、急カーブも多く、車両等の通行に一部、支障をきしている。そのため、一刻も早い整備が望まれている。また、本路線の先には明ヶ島キャンプ場があり、観光レクリエーション的活用も重要度を増している。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5ヶ年

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (高山西之谷線)	掛川市	95,000	0	95,000	95,000
合計		95,000	0	95,000	95,000

総合整備計画書

静岡県掛川市 西之谷辺地
(辺地人口 97人 面積 7.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 掛川市中西之谷、上西之谷、炭焼
- (2) 辺地の中心の位置 掛川市中西之谷4番地の1の1
- (3) 辺地度点数 150点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は原野谷川支流西之谷川に沿った基幹集落と、大尾山（標高 661m）の北側で、太田川支流田代川沿線や山間部に散在する集落で構成され、約41世帯97人の人口を有し、茶を中心とした農林業を営んでいる。

本辺地は市街地へ通じる市道高山西之谷線を基幹道路として、これより各集落へ通じる市道・農道・林道が主要な道路となっている。しかし、これらの生活道路は未改良部分が多く、幅員も狭く急勾配箇所も多いため、計画的な整備を進め地域の振興を図っていく必要がある。

また、林道については、林産物の搬出作業効率化等の林業振興に資することはもとより、観光振興や災害時の幹線道路のバイパスとしての効果が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5ヶ年

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (高山西之谷線)	掛川市	75,000	0	75,000	75,000
道路 (明ヶ島線)	掛川市	90,000	0	90,000	90,000
林道 (大尾大日山線)	静岡県	175,000	140,000	35,000	35,000
合計		340,000	140,000	200,000	200,000

総 合 整 備 計 画 書

静岡県掛川市 居 尻 辺 地
(辺地人口 119人 面積 2.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 掛川市居尻
- (2) 辺地の中心の位置 掛川市居尻14番地
- (3) 辺地度点数 126点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は原野谷川流域、大尾山(標高661m)のふもとに位置し、約48世帯119人により集落が形成されている。地域内には、「ならここの里キャンプ場」及び「森の都温泉ならここの湯」が運営されており、県内のみならず県外からも多くの利用者が訪れるほか、多くのリピーターを得ている。しかし、施設の経年劣化が進み、更新、改築の必要性が高まっている。

このため、計画的に施設改修を進め、賑わいと活力の創出施設として発展させ、当辺地の活性化へつなげていく。

また、幹線道路である市道居尻黒俣線の道路改良を進め、市街地へ通ずる基幹道路としての安全性・利便性を確保及び小島橋において、異常(橋台のコンクリート劣化・基礎部の洗掘、橋脚の基礎部の洗掘、橋桁のコンクリート剥離)が確認されたため架け替えし安全性を確保する。

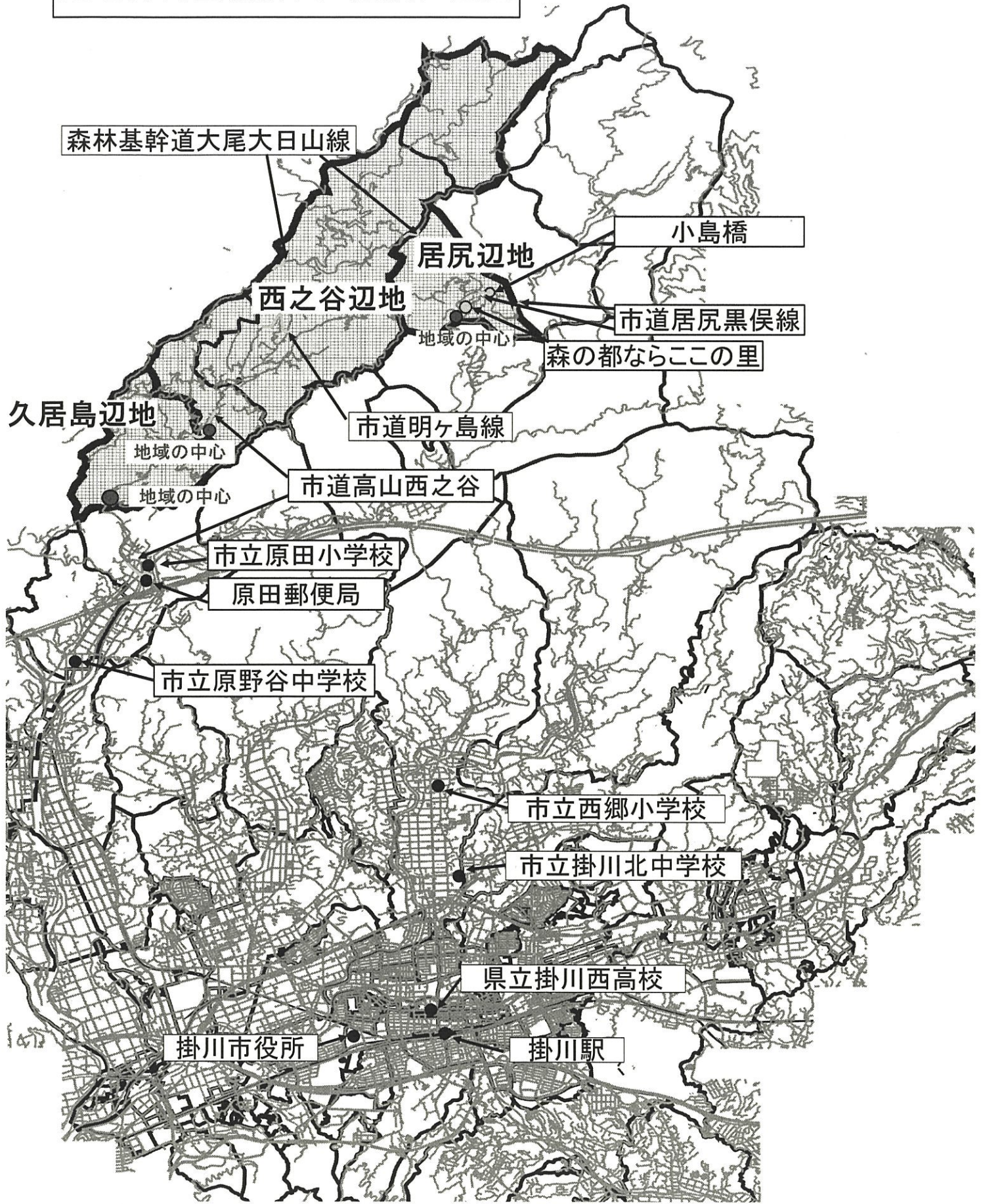
3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5ヶ年

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設 (ならここの里)	掛川市	44,200		44,200	44,200
道 路 (居尻黒俣線) (小島橋架け替え)	掛川市	180,000	70,000	110,000	110,000
合 計		224,200	70,000	154,200	154,200

辺地総合整備計画 施設位置図



議案第43号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市自転車等駐車場）

掛川市自転車等駐車場条例（平成17年掛川市条例第85号）第17条第2項の規定により、掛川市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井 三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川駅北 第1自転車等駐車場	掛川市連雀1番地の14	かけがわ街づくり株式会社 代表取締役 松井 三郎	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
掛川駅北 第2自転車等駐車場			
掛川駅南 自転車等駐車場			

議案第 4 4 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市駅周辺駐車場）

掛川市駅周辺駐車場条例（平成17年掛川市条例第86号）第17条第2項の規定により、掛川市駅周辺駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松 井 三 郎

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川駅北駐車場	掛川市連雀1番地の14	かけがわ街づくり株式会社 代表取締役 松井 三郎	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
掛川駅南第1駐車場			
掛川駅南第2駐車場			

議案第45号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川大手門駐車場）

掛川大手門駐車場条例（平成17年掛川市条例第87号）第15条第2項の規定により、掛川大手門駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川大手門駐車場	掛川市連雀1番地の14	かけがわ街づくり株式会社 代表取締役 松井 三郎	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第46号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）

掛川城公園駐車場条例（平成27年掛川市条例第39号）第15条第2項の規定により、掛川城公園駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川城公園駐車場	掛川市連雀1番地の14	かけがわ街づくり株式会社 代表取締役 松井三郎	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について、次のとおり専決処分する。

令和3年1月15日

掛川市長 松 井 三 郎

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,889,122千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 19,993,419	千円 30,272	千円 20,023,691
	2 国庫補助金	16,661,174	30,272	16,691,446
19 繰入金		1,979,622	38,610	2,018,232
	1 基金繰入金	1,979,590	38,610	2,018,200
歳 入 合 計		64,820,240	68,882	64,889,122

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 5,285,705	千円 68,882	千円 5,354,587
	1 保健費	2,944,008	68,882	3,012,890
歳 出 合 計		64,820,240	68,882	64,889,122

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,706,226	31.9		20,706,226	31.9
2 地方譲与税	571,000	0.9		571,000	0.9
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	77,000	0.1		77,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1		51,000	0.1
6 法人事業税交付金	224,000	0.4		224,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,751,000	4.2		2,751,000	4.2
8 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
9 環境性能割交付金	160,000	0.3		160,000	0.3
10 地方特例交付金	163,113	0.3		163,113	0.3
11 地方交付税	3,278,166	5.1		3,278,166	5.1
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	216,154	0.3		216,154	0.3
14 使用料及び手数料	612,048	0.9		612,048	0.9
15 国庫支出金	19,993,419	30.8	30,272	20,023,691	30.9
16 県支出金	4,026,182	6.2		4,026,182	6.2
17 財産収入	59,283	0.1		59,283	0.1
18 寄附金	830,207	1.3		830,207	1.3
19 繰入金	1,979,622	3.1	38,610	2,018,232	3.1
20 繰越金	1,438,967	2.2		1,438,967	2.2
21 諸収入	2,793,853	4.3		2,793,853	4.3
22 市債	4,786,000	7.4		4,786,000	7.4
歳入合計	64,820,240	100.0	68,882	64,889,122	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 議会費	248,378	0.4	
2 総務費	17,647,952	27.2	
3 民生費	16,501,422	25.5	
4 衛生費	5,285,705	8.2	68,882
5 労働費	1,487,577	2.3	
6 農林水産業費	1,425,547	2.2	
7 商工費	2,536,930	3.9	
8 土木費	5,868,068	9.0	
9 消防費	1,563,915	2.4	
10 教育費	6,514,669	10.0	
11 災害復旧費	468,246	0.7	
12 公債費	5,231,231	8.1	
13 予備費	40,600	0.1	
歳 出 合 計	64,820,240	100.0	68,882

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
248,378	0.4				
17,647,952	27.2				
16,501,422	25.4				
5,354,587	8.3	30,272			38,610
1,487,577	2.3				
1,425,547	2.2				
2,536,930	3.9				
5,868,068	9.0				
1,563,915	2.4				
6,514,669	10.0				
468,246	0.7				
5,231,231	8.1				
40,600	0.1				
64,889,122	100.0	30,272			38,610

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費国庫補助金	補正前	6 感染症予防費国庫 補助金	30,272
	88,235		
	補正額		
	30,272		
計	118,507		
計	補正前		
	16,661,174		
	補正額		
	30,272		
計	16,691,446		

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 追加 30,272×10/10	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,979,590 補正額 38,610 計 2,018,200	1 基金繰入金	38,610
計	補正前 1,979,590 補正額 38,610 計 2,018,200		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 1,568,411 補正後予算額 1,607,021 38,610	

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 感染症予防費	補正前	国県支出金	11 需用費	38,610
	393,715	30,272		
	補正額	一般財源	13 委託料	30,272
	68,882	38,610		
計	462,597			
計	補正前	国県支出金		
	2,944,008	30,272		
	補正額	一般財源		
	68,882	38,610		
計	3,012,890			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 感染症予防対策費	68,882		
(1) 新型インフルエンザ等予防事業費	68,882		
既決予算額 3,070	補正後予算額 71,952		
システム開発委託料	2,668 (追加)		
接種券印刷・封入・封緘委託料	15,796 (追加)		
接種実施体制構築人材派遣委託料	11,808 (追加)		
抗原検査キット購入費	38,610 (追加)		

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて（感染症予防対策抗原検査キット購入契約の締結）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、感染症予防対策抗原検査キット購入契約の締結について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年2月17日提出

掛川市長 松井三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、感染症予防対策抗原検査キット購入契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月8日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 契約の目的 感染症予防対策抗原検査キット購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金 30,800,000 円
- 4 契約の相手方
住 所 東京都文京区西片一丁目3番18号

商 号 株式会社 ALL IN ONE

代表者 代表取締役 小杉 信之

(参考資料)

- 1 購入物件名 感染症予防対策抗原検査キット購入
- 2 内 訳 抗原検査キットの配布 10,000個
高齢者（福祉）施設用 5,000個、認定こども園等用 700個、
小中学校用 700個、高等学校用 100個、企業等用 1,000個、
ふくしあ用 100個、健康医療課備蓄用 2,400個
- 3 納入場所 掛川市健康医療課
- 4 納入期限 令和3年3月31日